

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成
新規認定・認定期間更新 審査基準

【大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（抜粋）】

(疾病の範囲)

第2条 医療費の助成の対象となる疾病は、次の各号のいずれかに該当するもの及びその続発症とする。

- 1 慢性気管支炎
- 2 気管支ぜん息
- 3 ぜん息性気管支炎
- 4 肺気しづ

(対象者)

第3条 医療費の助成の対象となる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- 1 現に前条に規定する疾病にかかっている者
- 2 東京都の区域内に引き続き1年(3歳に満たない者にあっては、6月)以上住所を有する者
- 3 喫煙していない者
- 4 18歳未満の者(18歳の誕生日から同日の属する月の末日までの期間にある者を含む。)
- 5 前条に規定する疾病について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他東京都規則(以下「規則」という。)で定める法令(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者

(認定申請)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(認定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、大気汚染障害者認定審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞いて、当該申請に係る疾病が大気汚染の影響を受けると推定される疾病である旨の認定(以下「認定」という。)を行う。

2 認定の有効期間は、前条の規定による申請を受理した日から起算して2年を経過した日以降の直近の誕生日の属する月の末日までを限度とする。

(認定期間の更新)

第6条 認定を受けた者が、前条第2項の規定による認定の有効期間の満了後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、必要と認めるときは、審査会の意見を聞いて、2年を限度として、認定の有効期間を更新することができる。

(医療券及び通知書)

第7条 知事は、認定又は前条第2項の規定による認定の有効期間の更新を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し医療券を、認定又は認定の有効期間の更新を受けなかった者に対しその旨を記載した通知書を規則で定めるところにより交付する。

【大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（抜粋）】

(認定申請書)

第3条 条例第4条の規定に基づき、医療費の助成を受けようとする者は、認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に申請しなければならない。

- 一 申請日前3月以内に作成された主治医診療報告書(申請に係る疾病が条例第2条第2号に規定する疾病である場合にあっては別記第1号様式の2、同条第1号、第3号及び第4号に規定する疾病である場合にあっては別記第1号様式の3)
 - 二 住民票の写し(申請日前1月以内に交付されたものに限る。以下同じ。)
 - 三 医療保険各法及びこれらに基づく命令に規定する被保険者証、組合員証、加入者証又は高齢受給者証(以下「被保険者証等」という。)の写し
- 2 前項の申請に係る疾病が条例第2条第1号、第3号及び第4号に規定する疾病である場合は、前項の

書類に加え、胸部エックス線フィルム(直接撮影によるものに限る。以下同じ。)を添付しなければならない。

- 3 第1項の申請に係る疾病が条例第2条第2号に規定する疾病である場合において、条例第5条第1項に規定する審査会が意見を述べるために必要であると知事が認めるときは、第1項の申請を行った者は、知事が別に定めるところにより、胸部エックス線フィルムを提出しなければならない。

(医療券及び通知書)

第4条 条例第7条第1項の規定に基づき医療券を交付する場合にあっては別記第2号様式に、通知書を交付する場合にあっては別記第3号様式によるものとする。

(認定期間の更新)

第7条 条例第6条第1項の規定に基づき認定の有効期間の更新を受けようとする者は、認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して当該認定の有効期間の満了の日までに知事に申請しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

- 一 有効期間の満了の日前3月以内に作成された主治医診療報告書(申請に係る疾病が条例第2条第2号に規定する疾病である場合にあっては別記第1号様式の2、同条第1号、第3号及び第4号に規定する疾病である場合にあっては別記第1号様式の3)
- 二 住民票の写しその他住所を確認することができる書類
- 三 被保険者証等の写し
- 四 医療券

(委任)

第11条 条例及びこの規則に基づく認定及び医療券又は通知書の発行に関する事務については、市町村(八王子市及び町田市を除く。)の存する区域にあっては、審査会を設置する保健所の長に委任する。

【大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成実施細目(抜粋)】

(主治医診療報告書の記載)

第2条 規則第3条第1号に規定する主治医診療報告書(規則別記第1号様式の2及び規則別記第1号様式の3)の医学的検査結果欄の記入等に関しては、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 新規申請の場合 検査結果の記入を必須とする検査項目及び検査の有効期間は、下表に掲げるとおりとする。

申請に係る疾病	検査項目	検査の有効期間(主治医診療報告書の発行日を基準とする。)
気管支ぜん息	血液検査	診断確定日以降
	アレルゲン検査	
	胸部エックス線検査	発行日の過去6か月以内
慢性気管支炎 ぜん息性気管支炎	血液検査	発行日の過去6か月以内
	アレルゲン検査	
	胸部エックス線検査	発行日の過去3か月以内
肺気しう	呼吸機能検査	発行日の過去1か月以内
	胸部エックス線検査	発行日の過去3か月以内

- 二 アレルゲン検査の実施は、ダニ又はハウスダストを必須とし、結果を記入する。なお、両方の検査を行った場合は、それぞれの検査結果を記入する。

- 三 申請患者の年齢が七歳未満の場合 呼吸機能検査を省略することができる。

- 四 更新申請の場合 医学的検査結果欄の記入は任意とする。

- 五 一に定める検査結果の記入を必須とする検査項目と有効期間について、検査を実施することが医学的に不適切である場合、主治医がその理由を主治医診療報告書に記入することにより、該当する項目の検査結果の記入を省略することができる。

(認定申請書の有効期間)

第3条 認定申請書(規則別記第1号様式)は、申請日前1か月以内に作成したものとする。

(認定期間の更新の特例)

第4条 規則第7条の認定期間の更新の申請について、知事が次に掲げる特別な理由があると認める場合

は、当該認定の有効期間の満了日の翌月の末日まで申請期限を延長する。

一 災害、急病等

二 その他やむを得ない事情がある場合

2 規則第7条の認定期間の更新の申請について、知事が次に掲げる特別な理由があると認める場合は、主治医診療報告書の有効期限について、申請日前3か月以内に作成されたものとすることができる。

一 入院、入所等

二 海外渡航等

三 その他やむを得ない事情がある場合

(審査会の運営)

第7条

3 審査会は、毎月1回以上、日又は曜日を定めて開催するものとする。

5 認定審査に当たっては、申請書類等を審査資料とし、別に定める認定審査要領に基づき総合的な審査を行うものとする。

(助成開始日及び助成期限)

第9条 医療費助成期間の開始日は、新規認定の場合は規則第3条に規定する申請書類を受理した日、認定期間の更新の場合は前回の認定の有効期間の満了日の翌日とする。

2 医療費の助成期限は、新規認定の場合は医療費助成条例第5条第2項に定める認定の有効期間、認定期間の更新の場合は医療費助成条例第6条第2項に定める認定の有効期間とする。ただし、医療費助成条例第5条第2項又は医療費助成条例第6条第2項に定める認定の有効期間の限度以前に満18歳に達する者にあっては、18歳の誕生日が属する月の末日とする。

第15条 医療費の助成を受けようとする者の誕生日が2月29日である場合において、医療費助成条例及びこの細目の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は2月28日であるものとみなす。

【東京都大気汚染障害者認定審査会条例（抜粋）】

(所掌事務)

第2条 審査会は、知事が条例第5条第1項に規定する認定及び第6条第2項に規定する認定の有効期間の更新を行うに当たって必要な調査審議を行い、知事に意見を述べるものとする。